

平成18年（2006年）紀北町第3回臨時会会議録

第 1 号

平成18年9月29日（金曜日）

招集年月日 平成18年9月29日（金）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成18年9月29日（金）

応招議員

1 番	平野倅規	2 番	中村吉之
3 番	東 清剛	4 番	世古勝彦
5 番	濱田耕輝	6 番	井土清二
7 番	平野隆久	8 番	尾上壽一
9 番	山中剛司	10番	橋本雄固
11番	永田安彦	12番	浅川 研
13番	濱田武次	14番	中村健之
15番	川端龍雄	16番	松永征也
18番	近澤チヅル	19番	東 恒雄
20番	東 澄代	21番	中本 衛
22番	垣内 勇	23番	東 寿子
24番	中津畑正量	25番	塩崎悦万
26番	西岡利平	27番	北村博司
28番	野呂健博	29番	岩見雅夫
30番	島本昌幸	31番	谷 節夫

不応招議員

17番 家崎春季

地方自治法第 121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	助 役	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	谷口房夫
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中場 幹
企 画 課 長	川合誠一	税 務 課 長	長野季樹
住 民 課 長	宮沢清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	山本善久	産業振興課長	広瀬栄紀
建 設 課 長	中原幹夫	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	家崎英寿	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
海山総合支所長	上村晴彦	教 育 委 員 長	喜多 健
教 育 課 長	奥野昇眞		

地方自治法第74条第4項の規定により意見陳述のため議会に出席した者

直接請求代表者 向井達夫

職務のため出席者

事務局長	中野直文	書 記	川口節生
書 記	牧野尚記	総務課長補佐	工門利弘

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 発議第 5 号 紀北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第91号 紀北町議会議員の定数を定める条例

会議録署名議員

16番 松永征也 18番 近澤チヅル

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

**議長**

おはようございます。

ただいまの出席議員は30名であります。定足数に達しております。

平成18年第3回紀北町議会臨時会を開催いたします。

なお17番 家崎春季君より病気療養のため欠席との届け出を受けておりますので、ご報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

**中野直文議会事務局長**

( 議 事 日 程 朗 読 )

---

**日程第1**

**議長**

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に

16番 松永征也君

18番 近澤チヅル君

のご両名を指名いたします。

---

**日程第2**

**議長**

次に日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定しました。

---

### 日程第 3

#### 議長

次に日程第 3 諸般の報告をいたします。

本臨時会の運営につきましては、去る 9 月 25 日に議会運営委員会を開催し、協議をしていただきました。まず、本臨時会において受理した案件は、議員から提出された発議第 5 号と、長提出案件であります議案第 91 号の 2 件でありますのでご了承ください。

なお、本日は議案第 91 号について、請求代表者による意見陳述を求めるため、地方自治法第 74 条第 4 項及び同法施行令第 98 条の 2 第 1 項の規定に基づき意見陳述人への通知及び告示等の取り計らいをいたしておりますので、ご出席をいただくことになっておりますので、ご報告申し上げます。

次に、全員協議会の開催についてであります。本日、臨時会終了後、全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。議場で開催させていただきたいと思っておりますので、何とぞご理解賜りますようお願いいたします。

本日の協議事項につきましては、町道山本線の路線に関する管理等についてであります。

次に、議場の改修についてでございますが、議員の任期満了のに伴い議員の定数が削減されることとなります。従いまして、机や音響設備など議場の改修が必要となります。議会運営委員会において事務局に一任するとの確認がなされており、12 月 1 日までに議場の改修をさせていただくこととなりますのでご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

これより議事に入ります。

---

### 日程第 4

#### 議長

日程第 4 発議第 5 号 紀北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者より提案の趣旨説明を求めます。

山中剛司君。

#### 9 番 山中剛司議員

発議第 5 号 紀北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につ

いては、浅川研、平野倭規、尾上壽一、東澄代、中本衛、岩見雅夫、各議員のご賛同を得て提出したものでありますが、提案の趣旨を申し上げ、議員各位のご賛同を得たいと存じます。現行の条例は次期選挙で当選される新人議員については12月1日が基準日ということで、1日在職するだけで13万6,568円の期末手当が支給されます。1日の在職で期末手当が支給されることについては協議・検討が必要との考えから、9月15日開催されました全員協議会で皆様にご検討願ひ、発議第5号として提案するものであります。なお、県下の状況は、尾鷲市、いなべ市以外はすべて今回の当町の改正案と同じ内容であることを申し添えます。それでは議案書を読み上げ、提出理由を説明させていただきます。

発議第5号 平成18年9月29日、紀北町議会議長 川端龍雄様、提出者 紀北町議会議員 山中剛司、賛成者 浅川研、平野倭規、尾上壽一、東澄代、中本衛、岩見雅夫、以上でございます。

紀北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。提案の理由、期末手当の支給に関し、基準日が不適正であるため本条例の一部を改正するものであります。

1枚めくっていただいて、紀北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年紀北町条例第36号）の一部を次のように改正する。第7条第1項中「6月1日及び12月1日」を「5月31日及び11月30日」に改める。附則 この条例は公布の日から施行する。

また1枚めくっていただきまして、紀北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対象表でございます。左側が今回新しく改正しようとする案でございます。右が今までの旧案でございます。まず、新案から読み上げます。

新（期末手当）第7条 議長、副議長及び議員で5月31日及び11月30日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了した者についても、同様とする。附則 この条例は公布の日から施行する。

旧条例です。右側に移ります。（期末手当）第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に任期満了辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了した者についても、同様とする。以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

以上で提案の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

27番 北村博司君。

## 27番 北村博司議員

提案者にお尋ねいたします。ただいま、次に執行されます議会選挙で当選した新人議員が1日  
在職するだけで13万なにがしの期末手当が受け取れるのは不都合だという提案の理由でございま  
した。提案趣旨には基準日が不適正であると、こういうことですが、これは確か昨年、合併以後  
の議会で議決された条例だと思いますが、その時点でこういうご意見がなかったと思いますし、  
不適正な議決をしたということになります。その辺についての現在在籍している議員、皆さん  
が不適正な議決をしたということになります。その辺についてのお考えをお聞かせいただきた  
いと思います。

もう1点です。2点申し上げます。もう1点は、新人議員に対する期末手当の支給がポイント  
になっております。その部分について私も同感でございしますが、現在在職しております現職議員  
にとっての、とっては、支給率は増えるんじゃないでしょうか、その辺の、もしそうだったら一  
つご説明いただきたいと思います。これ100%支給になると思いますが、11月30日の基準日にな  
ることによって。12月1日も100%でしょうか。ちょっと確認したいと思います。

## 議長

提案者 山中剛司君。

## 9番 山中剛司議員

ただいまの質問者に答弁申し上げます。今、北村議員がおっしゃったようにですね、平成16年  
の4月の25日、いわゆる、第1回目の例規集の検討会が行われまして、今、おっしゃったように  
ですね確かにそのような検討が行われて、いわゆるあの、改正前の原案でいくということについ  
てですね皆さん異論がなしにこう経緯したわけですね。それでまあその後、今、私が申し上げま  
したように12月1日だけではですね、12月1日、1日在任しただけで13万6,500円の賞与をです  
ね支給されるということについては住民の感覚からこう考えてもですね、極めてこう不適切では  
ないか、そのようなことで先ほど私が申し上げましたように9月15日の全員協議会でほとんどの  
方がこれを改正しようということですね賛同されたわけです。それに基づいて私が発議者とし  
てですね提案しておりますので、そのような形でご了解願いたいと思います。それから支給係数  
についてはですね、今、北村議員のほうから出ましたように6ヵ月在任ということですね、係

数としては100分の100支給されることについては間違いございません。ただ、この部分についてもですね過日開かれた全員協議会では、他の方からその点のご意見が出ておりませんので発議者としてはそのまま皆さんにお諮りしている、こういう状況でございます。以上です。

**議長**

北村博司君。

**27番 北村博司議員**

ですから私は不適正というのは、議会自身の反省という、全体の反省という意味で不適正という言葉が使われたのか、僅か1年足らず前で議決されたものですから不適正という提案理由はちょっと私は腑に落ちませんが、提案者、1、2、3、4、5、6人、7人の方の自己批判を含めて不適正という表現が使われたのか、全員が不適正というような議決をしたという反省に立っての上での意味なのか、その辺をお教えいただきたいと思います。もう1点は、ちょっとあの提案者のご答弁はちょっとはっきりしなかったんですが、現職議員は12月1日が基準日の場合は支給率は低いのではないですか。一部カットされるようにも思うんですが、100分の80ではないか。ちょっと私これ法律解釈ですね、未満の表現、ちょっとその辺ね、お教えいただきたいと思います。新人議員には支給しない、それだけが確かに経費の節減になります。一方で、もしですね支給率がこの改正によって上げるとすればですよ、その辺を確認したいのですが、上げるとすればその分の期末手当総額が増えるのではないかと思います、一つお答えいただきたいと思います。

**議長**

提案者 山中剛司君。

**9番 山中剛司議員**

ただいまのですね北村議員の、まず、不適切という表現でございますけど、この原案はですね12月15日の全員協議会でこれ出されたものですね。その場で全員異議なしで通ったわけです。だからそれに基づいてですね、私が発議者としてですね提案してるわけです。その辺の経緯については議員自身がですね一番よくご存知の問題だと思いますので、そういうことでご答弁申し上げたいと思います。それから現職議員の問題でございますけれども、これもですねこの原案で異議なしで全員協議会が通ったわけですね。そういうことを含めて補足的に説明申し上げますと、現職議員についてはですね100%ということで全協の中でも説明されて、100%支給ということで私はそのように解釈しております。以上です。

**議長**

北村博司君。

**27番 北村博司議員**

むしろ議会事務局長にそれではお答えいただきたいと思います。支給率が上がるのですか。上がるか下がるか、100%支給になるという。ちょっと私その辺の日にち計算がもう一つよくわかりませんので、現12月1日の基準日のままだったら100分の80なのか、それでも100分の100なのか。これ全協であったと言いますけれども、やっぱりこれは公開された場はここでございますし、公式の場ですので一つ明解にお聞かせいただきたいと思います。

**議長**

提案者、よろしいですか局長に。

(「はい、よろしい」の声あり)

**議長**

議会事務局長。

**中野直文議会事務局長**

それではただいまの北村議員さんの質問に対して答弁をさせていただきます。現在、基準日が6月1日と12月1日になっておりまして、現職議員につきましては第7条第1項の規定によりまして基準日前1月以内にということでございます。現行の基準日でございますと1ヵ月前というのは、12月1日基準日の場合は11月1日から11月末日に退職または失職された方に対しては100分の100が支給されます。そのようなことで基準日を11月30日に改正させていただいた場合は、基準日1月前ということになりますと10月の31日から11月の30日ということになります。それに従いまして、基準日の変更をすることによりまして現職議員につきましては増減なしに100分の100の手当が支給されるということになります。

**議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

**議長**

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(発言する者なし)



議長

賛成討論される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

議長

以上で討論を終了し採決をいたします。

お諮りします。

日程第4 発議第5号 紀北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、議案第91号の審議にあたり、請求代表者に対し意見陳述を求めため意見陳述人に出  
席をお願いいたしたいと思っておりますので、この場で暫時休憩いたします。この場でお待ちください。

( 直 接 請 求 代 表 者 : 入 場 )

---

## 日程第5

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは日程第5 議案第91号 紀北町議会議員の定数を定める条例を議題といたします。

まず、はじめに提案者より提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご参加  
を賜り厚く御礼を申し上げます。早速ですが、本議会臨時会に上程いたしました案件につつまし  
て提案理由並びにその内容につつましてご説明させていただきます。

議案第91号 紀北町議会議員の定数を定める条例であります。本議案につつましては地方自  
治法第74条第1項の規定によりまして、紀伊長島区三浦478番地2の向井達夫氏より議員定数を1  
6人とする紀北町議会議員の定数を定める条例の制定請求がありましたので、同条第3項の規定

によりまして私の意見を付して付議させていただいたというものであります。

続きまして議案の内容等につきましてご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

議案第91号 紀北町議会議員の定数を定める条例 地方自治法（昭和22法律第67号）第91条第1項の規定により、紀北町議会議員の定数を定める条例を別紙のとおり提出する。平成18年9月29日提出 紀北町長 奥山始郎 提案理由でございますが、先ほども申し上げましたように地方自治法第74条第1項の規定による紀北町議会議員の定数を定める条例の制定の請求があったので、同条第3項の規定により別紙のとおり意見を付して付議するというものであります。2ページをご覧ください。条例の本文であります。定数を16人とするものでありまして、適用につきましても附則のところに書かれておりますように公布の日から施行し、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用するというものであります。なお、地方自治法の第74条による住民からの条例制定のための直接請求の場合には、通常の一般議案と違いまして条例案は私から提出することになりますが、その条文につきましては制定請求者から示されたものとなります。

次に3ページをご覧ください。私のこの条例に対する意見でございます。議員定数の問題につきましては大変重要なことでもあり、また、法的にはこの条例に対する賛否を付した意見をということになっておりますので、この意見を取りまとめるにあたり苦慮したところでございますが、次のような意見を付させていただきました。朗読いたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第3項の規定に基づく、紀北町議会議員の定数を定める条例の制定請求に対する意見。本請求は、今、国・地方公共団体が行政改革に取り組んでおり、また、紀北町の厳しい財政状況を考えるとき支出の削減は必要であり、については議会議員の定数の削減も必要である。紀北町の議員定数が22名であり、尾鷲市の議員定数16名と比べ6名も多い、16名でも十分町民の声が届けられるなどの理由により、議員定数を16人とする紀北町議会議員の定数を定める条例の規程を求めるものであるが、請求の趣旨については理解も出できるが、私としては次の3つの観点から本件条例の制定は時期尚早であると判断する。ただし、4年後の議会議員の選挙においては議員定数の見直しが必要ではないかと考える。

#### 記

##### 1. 合併協議会など、これまでの協議の経過から見た本件条例の適否

議会議員の定数については、合併前の紀伊長島町、海山町合併協議会において協議がなされ、22人とするものが決定された。このことは、平成17年1月27日に旧両町間で交わされた合併協定書の中でも明文化されている。さらには、旧紀伊長島町で合併協定締結の直前に開

催された説明会においても、議員定数については一部住民の間からの質疑があったものの、特段の意見がなかった。

## 2. 平成18年6月町議会定例会における協議結果から見た本件条例の適否

6月町議会定例会において議員定数検討特別委員会の設置に関する決議について議員による発議がなされ、その結果、否決となった。

## 3. 間近に迫った議会議員選挙から見た本件条例の適否

選挙管理委員会において、すでに議会議員の選挙を11月5日に執行することが決定されており、執行まであと1ヵ月あまりであるが、議員定数の問題は大変重要なことでもあることから、議員定数を16人とすることが良いのかどうかも含めて、もう少し時間をかけて慎重に審議することが必要ではないかと考える。

というものでございます。

次に、お手元に資料として別冊で条例制定請求者から提出されました条例制定請求の要旨を配布させていただいております。参考資料にさせていただきたいと思っております。

以上で本議案の提案理由並びに内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

### 議長

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして、請求代表者より議案に対する意見の陳述を求めることといたしたいと思っております。

向井さん、どうもご苦労さまです。

本日、議案の審議にあたり本議会へ出席要請をさせていただきましたところ、向井達夫さんにおかれましてはご多忙な折りにもかかわらずご出席賜り、厚く御礼申し上げます。まずもって、向井さんはじめご参会の皆様方におかれましては、平素は紀北町の発展と住民福祉の向上のために種々ご理解とご協力をいただいておりますことに対しまして、紀北町議会を代表いたしまして深く感謝の意を表する次第でございます。誠にありがとうございます。

さて本件につきましては、去る9月19日に地方自治法第74条第1項の規定に基づき有効署名者742名の名簿を添え、奥山町長に対しまして紀北町議会議員の定数を定める条例制定の請求がなされたものであります。本議会のおきましては地方自治法第74条第4項の規定により、本直接請求代表者に対し意見を述べる機会を与えたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。なお、直接請求代表者につきましては議案に対する意見陳述を行うだけでありまして、請求代表者に対する質疑は認めておられません。その旨、ご了承ください。

それではこれより、議案第91号 紀北町議会議員の定数を定める条例に対して直接請求代表者であります向井達夫さんより意見を述べていただきます。

では、直接請求代表者 向井達夫さん。よろしく申し上げます。

#### 向井達夫直接請求代表者

意見陳述書、陳述者 紀北町紀伊長島区三浦478番地の2 向井達夫

貴重なお時間をいただき、意見陳述の機会を与えていただきましたことを、まずもって、厚くお礼を申し上げます。この度の合併は、人口の減少と少子高齢化が進む2町にあつて、紀北全体の将来を考えて人口減少に歯止めをかけ、雇用を増やし紀北固有の資源と歴史、文化を最大限にいかし、未来の子供たちに希望に満ちた紀北町を引き継いでいただきたいと、こんな町民の期待を担ってスタートした合併であったと私も一町民として喜んだものでありました。しかし、私たちは本年6月の貴議会での一般質問に対する奥山町長の答弁の中で、当町の財政の厳しさを知りました。今、国の三位一体改革により地方自治体への交付金が削減され、それに町の基幹産業の落ち込みによる税収入の減など様々な原因があるにせよ、今後においては国に頼るにも限度があります。自分の町は自分たちで守らなければなりません。このような町民の声が非常に高まっております。このような逼迫した財政状況が続けば、もしや破綻をすればと町民への当然、負担の増大、特に住民サービスの低下が避けられないと懸念しております。それを回避するには、収入の増額を図るか支出の削減をするしかありません。今、国、地方自治体ともに行財政改革、特に議員定数の削減に取り組んでおられると承知しております。2町の合併協議会における協定項目の1つとして、議員の定数については22人という決定をしていることは十分に認識するものでありますが、この大変厳しい財政状況において私たちはその支出削減の一環として、まず、町民の代表である議会に対し、議員の定数削減を求める請求を地方自治法に基づきお願いをしたわけでございます。私たちの愛する町が合併してよかった、と、町民に胸をはって言える町にしてください。署名は8月9日から18日までの10日間で874名の署名をいただきました。この署名活動に対して、800人そこらの署名はなんじゃ、議会に出てきたらひねり潰してやると言われた議員さんもいるとか。また、よくぞやってくれたと手紙をいただいたり電話での応援を、励ましをたくさんいただきました。地球は回っています。行政も動いております。その時その時の情勢に対応した政治を行うことが大切ではないでしょうか。確かに、署名の数は少人数かも知れませんが、しかし、この提案は町民の要望であります。何とぞ、紀北町民が健全な財政の確立のもとに、安全・安心して暮らせるまちづくりのために、本案件に対して議員の皆様の懸命なるご判断に期待をいたしまして私の意見陳述とさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

## 議長

以上で、議案第91号に対する直接請求代表者の意見陳述を終わります。

向井様におかれましては、この後、退場をお願いいたしたいと思います。なお、今後とも紀北町の発展のため変わらぬご支援ご協力を衷心よりお願いする次第であります。向井様のご健勝と、ますますのご活躍を祈念してお礼の言葉とさせていただきます。本日はどうも、ありがとうございました。

それでは、向井さん退場につきまして、ここで少し暫時休憩いたします。この場でお待ちください。

(直接請求代表者：退場)

## 議長

それでは休憩前に引き続き会議を進めます。

本議案に対する質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

東恒雄君。

## 19番 東恒雄議員

ちょっと町長にお尋ねいたします。ただいま、直接請求代表者の向井さんからの意見陳述の中にもあったわけですが、町長が3点のですね事柄をここに打ち出して、苦慮したけども、苦慮はしたけどもまあちょっと時期尚早というような判断を下したということですが、この記のですね1番につきましては記述のとおりですし、まあこれ意見陳述人も申し上げているとおりでございます。それで2番につきましてはですね、これ6月議会に提出者 北村議員。発議第3号でですね検討委員会の設置についての発議案を提出したところ、反対多数で否決されたという経緯がございます。ただ、この2番についてはですね、これ議員定数の特別検討委員会の設置に関するということで、議員定数を増やせとか減らせとか、何名にせよとか、減らす場合何名にせよとかということ謳われてないわけですね。それを町長があたかも原因、まあまあ、見え隠れはいたしますけれども、議員定数の減員を唱えておるのかなあと見え隠れしますけれども、それをとらまえてですね、これもあの時は否決されておるのやで時期尚早の私の考えの一つに加えておるといふ解釈を私はしておるのですけれども、このもともとですねこの意見陳述人はこういう住民請求を提出するに至ったのはですね、町長が6月議会、某議員の財政問題に対してですね、赤字団体に突入する可能性ありという答弁を受けて住民がこれでは紀北町はどうなるんやろうという不安から立ち上がったのですね。その辺をですね、については町長の発言も非常に重くです

ね責任を持たなければならないと。まあ町長の発言はいつもそうなんですけども、そういう思いをまた私は新たにしたところでございます。その辺について再度ですね町長、苦慮された中でね、ご感想なりご意見を聞かせていただければいいかなと思うのですけども、以上です。

## 議長

奥山町長

## 奥山始郎町長

議員にお答えいたします。6月定例会におきましては議員がおっしゃるとおり申し上げました。そうならないように、再建団体に陥らないようにですね、もうどこの、多くの自治体においては財政が非常に逼迫して厳しい状況であります。ですから、そうならないように今後、行財政改革を断行してですね努力してまいりたいという趣旨で申し上げたわけでございます。

それからもう1つの、2番の議員定数の検討特別委員会設置の案についてはですね、まあ、これはそのとおりどのような検討されるかそれは分かりませんが、そういうふうにかめ、かめて議員が協議していくことは意味ありと、そのように受け止めております。

## 議長

ほかに質疑される方はございませんか。

27番 北村博司君。

## 27番 北村博司議員

条例案提出者の町長にお尋ねいたします。まずあの本文ですね、意見の本文ですが、ただしの部分ですね。4年後の議会議員の選挙において、議員定数の見直しが必要ではないかと考えると、言うことは町長は条例提出されるということですか。これは提案権というのは今回のような住民の条例改廃の直接請求権もありますし、議員発議も出来ますし、町長提案ももちろんできるわけです。ということは、ここに明確に意志表示されたということですね。次の機会に町長提案で議員定数の削減を、案を提出するということですね。そう意思表示されたということですね、まず、その一つの確認です。それから今、前者議員もおっしゃられたように6月町議会の発議が否決になった云々というのはですね、これはまったく別次元の話です。町長もご承知のように日本国憲法並びに地方自治法では、議会制間接民主主義をとっていますが、それが住民、有権者から見て好ましくないという場合はですね、直接民主主義の制度を認めてるわけです。これは憲法でも地方自治法でも認めてる、ご承知のとおり。リコールもそうですし、こういったもんも条例改廃の直接請求権も認めておるのです。れっきとした町民の権利です。保証された権利です。それと議員発議が否決された云々ということは無関係の話です。議員発議の否決についてはですね、

確かに6対23だったと思いますが、議員の意思であって町長の意思ではありません。私はここにあげる理由には当たらないと考えます。直接請求権の町長の解釈をお聞かせください。これではまるっきり、ちょっと待ってください。もうひとまとめに申し上げます。

(「まだですか」という町長の声あり)

## 27番 北村博司議員

それからもう一つは合併協定の中で明文化されている。ここの第1ページにあります。これは合併協定書ですね。この中にあります。ところが町長ご自身、この合併協定をお破りになっておられる。破るという表現はおかしいですが、ここで約束してない町民の負担を僅か半年の間にしちょうされた。よろしいですか、これはページ数をふってないので21項目めです。国民健康保険事業の取り扱い。国民保険税(料率については現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から再編する)とあるだけで、引き上げるといふことは明文化されてないんです。にもかかわらず、合併後、直ちに旧紀伊長島町分については引き上げを提案された。国保運営協議会で1票の差でというまれにみる大激論だったわけです。1票差で承認されただけです。町長ご自身もですね合併協定書、明文化していないのに引き上げるといふようなこともおやりになってる。あるいはここにある新町建設計画、先般の臨時議会でもいろいろご批判ありましたが、そういうものについてもまだ実施に手をついてないものがたくさんあります。一つ、ここにあえて合併協定書に明文化されてるから云々というの理由として当たらないと思いますが、お聞かせいただきたいと思えます。

## 議長

奥山町長

## 奥山始郎町長

申し上げます。最初のほうではですね、私の意見の中で4年後の議会議員の選挙において云々ということは、私はそのことを直接、条例案として提出するということはおっしゃっておりません。それは必要であろう、それは議会の議員の皆さまとも協議をしながらですね社会状況をよく鑑みて考えていくべきだということをおっしゃっているわけでございます。それからこの2番目の理由については別の次元であるとおっしゃいますが、いやしくも議会で議決されてですね、いるものについては私は非常に意義深いものとして認識をしております。それからもう一つ、直接請求についてどうかと。これは法律で決められた民主主義のルールとして受け止めております。それからもう一つ、明文化されてないことのあれは、恐らく国保料の料金のことだと思いますが、国保会計の非常に厳しいことを鑑みて、これではますます町財政を圧迫するというところで皆様に認めて

いただいたというものであります。以上です。

## 議長

北村博司君。

### 27番 北村博司議員

町長、この直接請求、条例制定の直接請求というのは多分、紀北町としては初めてですし、旧両町でも恐らく私はなかったと記憶しますが、隣接町村で2度見てます。極めて重大な、いわば住民側からすれば殿下の宝刀です。めったに抜かれるものではないわけです。リコールはかつて旧紀伊長島町にありましたけれども。そういった殿下の宝刀を抜かざるを得ない、つまり住民側から言えば議員定数の増減というものは町長も提案できるし議員も提案できる。その提案の前段階として一つ今の定数が適正かどうか議論しようというものが否決されたから、いや、自主的に見直す気がないんかというふうに町民が受けとるのは無理もないことです。ここで私は殿下の宝刀が抜かれたと思うのです。何十年に一度しか起こらないことです。それをいっしょくたにする、私はね、町長の直接請求権に対する認識を疑います。もっとほかの理由を付すべきです。私はこれは説得力はないと考えます。町民に対して。742人でしたか、有効とみなされた方々、それ以外の方々、まあ事務的なミスも含めて、判子を押してないとかの分も含めて800人超える方々の署名を、私はね、町長がこういう形で、いわゆる議会の内部の議論の結果を理由にあげるというのは私はいかがかと思います。町長のご自身のご意見はどこにも出てきてないです。議会はもう否決したではないか。あるいは合併協定に入っていないじゃないか。4年後は必要だと言いながら、私は上程する気はないとこう言うのでしょ、提案。再度、明確なご意志をお伺いいたしたいと思います。これは地方自治法にも付議するということは、議論を高めてしなければいけませんよと義務付けられてるんです。議会は。町長も当然、十分な議論に加わらなければいかんと思います、これは。お答えいただきたいと思います。

## 議長

奥山町長。

### 奥山始郎町長

あなたのご意見に対してお答えいたします。この2番の意見はですね、あなたはそうお考えになれるかも知れません。それはあなたの見解かと私は思います。しかしながら私としては、先ほども申し上げたとおり議会で議論され、採決されたことについては意義深いというふうに申しておるわけなんです。それからもう一つはですね、議員定数の見直しが必要ではないかと考えると言ってるんで、この条例案を提出しないとは言っていないんです。ですから、これをですね今後



4年間の間に議員定数、社会状況、財政状況、いろいろ考えた上でですね皆様のご意見を聴きながら条例の提案もある得るわけです。以上です。

**議長**

北村博司君。

**27番 北村博司議員**

ちょっとですね不明確ですね。先ほど、私は議員定数の見直しが必要だということは出すのですねと言ったら、出すとは言ってない。今度はですね、私はしないとは言ってない。一体、どちらなんですか。私はねこの紀北町議会になって恐らくこれだけの傍聴人、初めてだろうと思いますよ。今日は残念ながらテレビ放映しないと議会自身が決めて、町民のこういう議論が目に触れないわけですよ。明確にお答えください。先ほどはするとは言ってない。今度はしないとは言ってない。私はいわば見方によっては色の変わる何かカメレオン答弁というふうに受け取りますがね。その場その場でその止まった葉っぱや木によって色が変わりますけども。やっぱり責任ある答弁してください。必要ではないかと考えるということは自分の意志として例えば議会が自主的にやらないのなら、あるいはもう一度、こういう直接請求、今日の結果によってですね出てきた場合は、出てこなかった場合は私は提案しますよという意味ですね。明確にお答えください。必要でと言うのなら必要なことはせなあかんのですよ政治家というのは。結果責任なんですよ、政治家というのは。言った以上は結果を自分で努力し、つくり出すご努力をなさいますか。明確にお答えください。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

同じことを何回も言っているようなんですが、私も同じ考え方です。考えるべきであるということは提案する可能性もあるわけなんで、決してカメレオンでも七色でもありません。その意思をよく汲み取っていただきたいと思います。

**議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

24番 中津畑正量君。

**24番 中津畑正量議員**

1点だけ町長にお聞きします。この請求の提出理由の中でですね、財政的な見地からこの議員定数を減らすべきではないですかという提案なんですね。これは町長の意見の中でも述べられて

います。ならば、私は近隣市町村の事例というものを即当てはまるということは間違いだと思いますが、例えば、ここにはきちっと書いてある。尾鷲市の議員定数が16名だから紀北町は6名多いんだということも書かれております。ならば、尾鷲市なんかは年額の議員の費用というものはこの紀北町の22名の報酬、議員の報酬総額と対比した数字というものがありませんでしたら示していただきたい。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

そのことについては事務局のほうであると認識しておりますが、出すべきかなあ。それでは事務局のほうから一応申し上げます。

**議長**

谷口総務課長。

**谷口房夫総務課長**

お答えいたします。人件費についてのみですね整理をさせていただいております。報酬、期末手当、共済組合負担金の合計額ですね、尾鷲市であればですね約年間9,000万円です。本町22名の場合は7,800万円ほどでございます。従いましてこの差ですね、1,200万円ほどにつきましては尾鷲市のほうが年額としては多いと、年額なんですけど、そういうことでございます。

**議長**

よろしいですか。

中津畑正量君。

**24番 中津畑正量議員**

財政論から言いますと、これはもう尾鷲がいいとか悪いとかいうことではないです。決して僕もそういうつもりで言ってるのではないです。紀北町22名、予算的にはですね尾鷲市より低いということは結構頑張ってるんだなというような感じは受取れるんですが、まあ頑張ってる、頑張っていないは議員個々の活動もありますけど、予算的にはですね紀北町のほうが低いということがよくわかりました。ありがとうございました。

**議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

31番 谷節夫君。

**31番 谷節夫議員**

31番 谷。この請求者ですね、あくまでも議員を16人に減らした場合、8,400万円をその町の活性化、あるいは新しいそのまちづくりにですね、その使えるのではないかとすることがあるわけなんです。しかし、私は11月5日に迫った選挙の中でですね町の方といろいろとお話ししますと、やはりその16名に減らすのであれば当然その議員ですね、その町民の代表とする議員はやはりもっと仕事をしやすい状況を作るべきであると。そうすると今回の11月5日、改選の選挙を見てみてもですね、やはりその若手の40代、50代の方が、その出馬できない、あるいは30代のまちづくりをですね、これから中心になっていくまちづくりをしようとするそういう若い人たちが町会議員の選挙に出馬できない理由は、ということをやっぱり考えるとですね、まあその確かに8,400万円というその歳費の削減というのも必要なんですけども、やはり16人にして、なおかつ議員がある意味でやはり町民とよくその対話しながらですね、やっぱりこの紀北町を目指していくということも大変必要かと思うのです。まあこれは、あの、今日のその請求はやっぱりその歳費のことは何も出てないんで、議論するわけにはいかないんですけど、町長は再三、前者議員に質問されてですね、回答なされておりますけど、その辺のやっぱり議員定数を減らすことと、やっぱりその歳費が8,400万削られるということに対してその辺はどう考慮したか、その点だけちょっとお考えを示してください。

## 議長

奥山町長。

## 奥山始郎町長

8,400万円という意見書の中でですね、それは深く受け止めております。財政が非常に重要な課題、案件となっている現状においては、それはかなりの高額のものでございます。一方ですね、行政全体、まちづくり全体を考えてですね、いくときにはですね、年間2,100万円になりますね。その支出については、今後、この長期的な展望にたつたうえでの議員、議会及び行政のほうがより一層高度な質の高いまちづくりを求めて建設していくということの考え方もできるわけであつてですね、これだけの臨時会を開くだけの案件ですから非常に重要として町民の皆様も存じて認識をされております。その中でですね目に見えないけれども2,100万円年間ですね。の、プラスというものを今後、まちづくりの中で作っていくというふうに私は考えました。

## 議長

谷節夫君。

## 31番 谷節夫議員

そういう意味でよくわかりました。それとですね、今回の議員定数の削減に町長のこの記とす

る3つの中にもですね、それから前者議員が質問されたやっぱり、その協定書の重みというか中身というか、それをこの1年間合併してきてですねいろんな問題が、今、その合併でなされたその新しいまちをつくる紀北町に非常に協定、合併協議会で協議されたことにですねやっぱりいろんな不都合なこととか改善したことがたくさんあると思うのです。例えば、やっぱりその、町民を代表して議員がですねやはりその議場で議論するとき、そのリンクしたものの考え方もあると思うのです。やっぱりこの議員定数を減らすことによって、じゃあ庁舎問題がどうなるんだとか、あるいは今後のいろんなまちづくりのためにいろんなことをやるのが一体どうなるのかということがある。そしてこの請求の中にですねやっぱり16人でも議員がやる気があればですね、それは人数に関わりないのだと。しかし、そうしたこれからずっとそのまちをつくっていく、この1年間ではなくてやっぱり新しい22人と決められた中でですね、その4年間のやっぱり議会活動というのは私は大変重要かと思うのです。ですから町長はすべてそういう、殿下の宝刀を抜かれたこの直接請求のですね、議員にとっては私は残念だと思ってるんです。それはなぜかと言いますと、やはりこの議員定数というのはやっぱり町民のその請求とか、あるいは町長の請求とかでなくて、私はやっぱり6月議会に開かれた定例会の中でね、やっぱりその議員定数をどうするのだということを提案してるんですね。それは6対23で否決された。私は賛成にまわったんですけど、随分残念なわけなんですね。やっぱりこれは削減することによって、じゃあ、議員の報酬もどうしようかというようなこともやっぱり議論されてですね、そしてこの11月5日の選挙に挑んだらですね、こういう町民の請求も受けなくても私は済むんではなかったかと思うんですね。ですから町長も今後ですねそうした協定書をももちろん重視して、協定書の中でやっぱり合併特例債という給の部分でですねこの4年間で十分検討しながら、やっぱり新しいまちづくりをしていかなければ町長は駄目だと思うんですね。そういう点に町長は度々この回答の中で、僕はこれは町長の回答は素晴らしいとか駄目だとかというんじゃないくてね、やっぱり町長もその辺は執行部もですねきちんと住民の前に、やっぱり協定書というのはどんなものかと、合併協議会が合併協議をするための会議であって、合併したら今度は新しいまちに向かってやっぱり進んでいかなければいけないという、やっぱりこのことを再認識していただきたいと思うんです。以上ですが、その辺、町長どうですか、お考えは。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

議員の言われる趣旨は十分に私も理解し、ほぼ納得がいきます。合併協議会というのはですね

合併を進めていくうえで意思決定の機関でございます。非常に重要でありました。そこで決められたことについては尊重していかざるを得ない、そのことはわかっております。そしてここに紀北町が誕生したわけですから、今後、この紀北町を素晴らしいまちにしていこうとする考えのまちづくりの中で、議会と行政がよく協調しながらですねやっていくのが正しいと思っております。

**議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**議長**

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

29番 岩見雅夫君。

**29番 岩見雅夫議員**

おはようございます。29番 岩見雅夫。議員定数を16とする条例に反対の立場で討論を行います。ご承知のように議員の定数につきましては条例で定めるというふうにされております。しかし、議員定数は議会の根幹に触れる重要事項であるところから、議会制民主主義、さらには民意反映のうえから特に慎重を期すべきものとされております。まずこの点を冒頭に明らかにしたいと思っております。そして、紀北町の議員定数を議論する場合、現在定められている議員定数について正しく認識することが重要ではないかと考えます。紀北町の議員定数は例規類集にも示されておりますように北牟婁郡紀伊長島町及び同郡海山町の廃置分合に伴い新たに設置される町の議会の議員の定数、このように定められております。これは町の廃置分合すなわち2町合併の土台ともいえる重要な合併協議の決定事項であります。あえて条例によらず、協議書の告示という形で定数が定められているように、そのことから明らかなようにこの合併協議成立によって2町合併が行われました以上、協定書はすべて尊重されなければならないと考えます。これが紀北町議会議員定数決定の原点であると思っております。町民の中に、皆さん方の中に議員定数減少を求める声が多いことは私も十分承知をいたしております。そして直接請求でも尾鷲の例も示されておりましたけれども、合併新町として最もこの紀北町に類似をしているお隣の大紀町は人口も紀北町の半分程度、有権者も7,800人も少ない状況ですが定数は18人でスタートをしております。今、合併をして新町となったこの紀北町には重要な課題が山積しております。新町に託された任務は極め

て重いものがあります。

それだけに行政のチェック役として、また民意を反映する議会の果たすべき役割もますます重要になっているというふうに考えております。したがって、地方自治法に則って合併協議で定められた現在の議員定数でまず新町初の選挙を行い、選ばれた新しい議会によって今後の在り方を検討するのが真に民意の多くの方々に応える道であるとそういうことを最後に申し上げまして私の反対討論といたします。

## 議長

次に、賛成討論される方はございませんか。

10番 橋本雄固君。

## 10番 橋本雄固議員

議案第91号に関しまして賛成討論をいたします。2町の合併協議会における協定項目の一つとして、議員の定数については、人口1万ないし2万の法定議員定数は22人であり、合併時に議会においても22人と議決され決定されている。この度、町民の代表である議会に対し議員の定数削減を求める請求にあたり、感慨にいたるものであると私個人として思うものであります。確かに合併時の議会において22人という数字は賛成多数で議決されたが、時はいつも動いており、今回、紀北町財政改革推進委員会が大綱の基本要綱の一つとして議会議員の定数にも触れている。しかし、議員の定数については行政部局に関する内容でないためと切りながらも、人口減少時代の到来による厳しい財政状況の中、近隣市町の議員定数を参考に議会自ら定数の見直しを議論してもらいたいと要望されている。これは少なくとも地域住民の意向決定から出てきたものであると真摯に受け止めるべきである。行革委員会は言われるように、議会のことは議会で決めるべきであると思いますが、私は紀北町の財政の状況は議員各位が十分ご承知のことであり、地方交付税の削減、町民税等の減収による財源規模が少なくなっている。だからといって住民へのサービスを怠ったり低下があってはならない。議員として考えなくてはならないよい時期に来ているのではないかと思います。私の愛する町が合併してよかったと町民に胸を張って言える町にしていきたいと思います。以上により、議案第91号に賛成いたします。

## 議長

ほかに、反対討論される方はございませんか。

1番 平野倅規君。

## 1番 平野倅規議員

1番 平野。反対討論させていただきます。議案第91号 紀北町議会議員の定数を定める条例

について反対討論をいたします。財政の窮迫と地方議会への不信感の相乗作用によって、特に町村議会ではそのほとんどが減数条例を制定し、しかも改選の度に最低限に向かって定数削減の動きが続いているのが現状であります。このような流れの中で、今回、住民の皆様方から紀北町の健全なる財政の確立と合併後の安全・安心のまちづくりのためという趣旨のもとに、議員定数削減の制定を求める直接請求が出されたものであり、紀北町議会議員としてこの874人の方々の署名は町の発展を願う紀北町民の声であると十分認識し、重く心に受け止めさせていただくところであります。議会としては2町の合併に備え、旧長島町議会においては73回もの合併特別委員会を開催しいろいろ議論をいたし、また、両町議会議員による調整会議も6回開催し、十分協議をする中で22人という議員の定数を確認させていただき、合併協議会の場において採決をいただいたものであります。特別委員会や両町議員による調整会議における協議の中でもいろいろな定数があげられましたが、22人という定数については、地域の中で多様化する住民の意識を反映させることができるのが議会であり、特に合併後においては激動する経済社会情勢の中で、議会も行政もこれに的確に対応するためにも一歩踏み出して、常に住民の中に飛び込み、住民との対話を重ね、住民の悩みを、声を汲み取りながら議論を重ね、住民全体の福祉向上と地域社会の活力ある発展を目指し、その現実に向かい積極的に努力することが大切であるという意見を持って、私も22人という定数に賛成いたしました1人です。議員の定数や報酬に対する各方面からの批判も聞いております。私自身、合併は議会改革に乗り出すチャンスだと思っております。また、議会は地方自治の民主化を達成する中枢の機関であると認識いたし、議会としても住民の多様な意見を把握し、集約・反映させるため積極的に取り組みを行うという決意を持つものであります。以上の理由により、今回に限り定数16人という本議案に対しての反対討論といたします。

## 議長

ほかに、賛成討論される方はございませんか。

19番 東恒雄君。

## 19番 東恒雄議員

簡潔に賛成討論を行います。我々議員には民意を汲み上げて町政に反映していくことの責務があります。住民やその代表者の意思に基づいて行う行政運営、いわゆる役場の運営こそが私は求めております住民主役の住民自治であり、同時に民主主義の原則であると思えます。従いまして、議案第91号は提案理由にもあります議員定数に関する住民直接請求については、重く受け止めなければなりません。先の6月定例議会における発議第3号、議員定数検討特別委員会の設置に関する決議については、合併協定の合意を重視して反対多数で否決されている事実がありますが、

時の推移と現状を知るとき、それらに即応して対処していくことが町政に係わる者の姿勢であり、新しいまち紀北町の進展に繋がると私は信じたい。よって、本議案については住民の強い叫びに同感いたしまして賛成をいたします。

## 議長

次に、反対討論される方はございますか。

24番 中津畑正量君。

## 24番 中津畑正量議員

反対の立場で議案91号 紀北町議会議員の定数を定める条例に対する討論を行います。まず1つには、議員定数を32名から22名に減じた経緯は、皆さんもよくご存じのように合併前から両町の特別委員会、これは相当な数をこなしていろんな論点で論議され、法定協で決定されたものです。私にもいろんな町民の皆さんから、尾鷲市でも16人なのに紀北町は議員が多すぎるのではないかと。少なくない町民の方から意見をもらっております。しかし、その問いかけに私は、尾鷲市は合併せずに何十年も長い年月をかけて議員削減を行ってきた。紀北町は地域が倍になりその上、議員を16名に減らすと本当に町民の人の声が届かない、そういう町になっては暮らしやすいまちにはならないんですと、私は言っております。現に議員の私自身も海山区の中の道路や地名もなかなか覚えきれない状況にある、そういう中で、極端な減数は避けるべきである、そのように思います。また16名でも十分に町民の声が反映できるというような請求内容にもありますが、果たしてそうでしょうか。身近に議員がいるのといないのとは随分大きな違いがございます。町民の声の届くまちづくりは、新しいまち紀北町にとって必要だという判断をするわけでございます。2つ目には、反対の理由として22名の定数は法定協において合併に係る24項目にわたる重要な決定の一つでもあります。他にも新庁舎や住所表示が長すぎると苦情の多い自治区の問題等々含めまして、重要な法定協で決められたことを特別なことがない限り忠実に守っていかなければ、全ての決定が反故になりかねません。昨年10月11日の紀北町誕生から1年が経とうとしておりますけれど定数22と決めてまる1年経とうとしております。なぜ選挙前、この1ヵ月前になって減数提案なのか。率直な疑問を持つものでございます。財政論だけで結論を出すのは早計であると私は考えます。行政に対する高額なRDFや火葬場等、いろんな節約・無駄を省いていくその行政に対するチェックはもちろんですが、早急なこれらの対応等を求めていかななくてはならないのは言うまでもございません。議員定数は新しい議会で慎重に議論をするべきです。以上の点で私の反対の討論にかえさせていただきます。

## 議長



ほかに、賛成討論される方はございませんか。

31番 谷節夫君。

### 31番 谷節夫議員

皆さん、おはようございます。議案第91号 紀北町議会議員の定数を定める条例の賛成討論をいたします。私は本来、紀北町町会議員の議員姿勢として合併協議会でも設置選挙、つまり選挙は1年延ばしでなくて町長と同じ合併と同時に選挙する。それから定数も私は18名と主張してまいりました。その中で前者議員の討論にもございましたように22名の定員が確定して、この11月5日の改選選挙にですね22名がそろって立候補できるのではないかとそう思っておりました。しかし1年間、合併の31人で何回かの議論を重ねたうえで、6月の定例会において私も議員定数の特別設置しようという案に賛成いたしました。やはり私は残念だったのは議員自らその定数をやはり極端に16名に減らすよりも、やはり20人にしようか18人にしようか。しかしあと4年間、11月に行われる選挙で新しい22名の議員を選んで、4年間で基本的なまちづくりの紀北町まちづくりをやろうという気運がその時に高まれば、こうした町民の請求もなかったと信じております。そういう点でも私は定数には少しは不満もあるのですが、この際、この新しい紀北町をつくるために、やはり選挙には弱いけれど、しかし、確たる信念をもって16名に削減して、やはり私は16名でも一生懸命頑張ってまちづくりをしていくんだという議員諸氏、立候補者の皆様にそうした信念をもって立候補していただくためにも16名にしたいと、そういうことで賛成討論いたします。以上です。ご理解ください。

### 議長

ほかに、反対討論される方はございませんか。

9番 山中剛司君。

### 9番 山中剛司議員

議案第91号 紀北町議会議員の定数を定める条例に対し、私は今回の選挙に出馬するしないにかかわらず、この原案に反対の立場で討論いたします。提出された議案によりますと紀北町議会議員定数は16人とし、この条例は公布の日から施行し、この条例の施行日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用するとあります。この議案が可決されますと、今年11月5日執行の選挙から適用されることとなりますが、議員削減が支出の削減という理由だけで、言い換えれば行財政改革を大義名分に議員定数を削減することは問題が多いと言わざるを得ません。まず私の手元に合併協定書があります。約9ヵ月前、旧両町の町長、議長、議員、傍聴席におられる自治会長、各種団体の代表、県民局長らが協議に協議を重ね、市町村の合併の特例に関する法律に

基づき、この合併協定書に署名をしております。合併の方式、新しい町の事務所の位置、財産の取り扱い、議会議員の定数及び任期の取り扱いなど、多くの項目にわたってこの合併協定書で協定をしております。それがこの1冊の協定書になっておるわけです。特に紀伊長島町では合併特別委員会が十数回も開かれ、慎重に審議した結果、異論もありましたが議員定数は22名とすることで決着をしております。それが議会民主主義の根幹である議員定数が行財政改革の大義名分のもと、十分な議論もなく定数削減されることには私は賛成いたしかねます。条例制定請求書にあまり触れたくありませんが、16名でも十分な町民の声が行政に届けられるとし、さらに尾鷲市との議員定数の比較をしております。私は違った角度で尾鷲市との対比をしてみました。尾鷲市は16名の定員で報酬、手当、その他で議員1人当たり年間583万1,220円、年間16名の合計が9,329万9,520円です。一方、紀北町は議員1人当たり370万3,788円、22名の合計が8,148万3,335円です。議員が6名多いとされる紀北町が議員1人当たり年間で240万円、当町のほうが少ないことになります。トータルでは1,181万6,185円当町のほうが少ないことになります。市と町の違いはありますが、議員1人当たり240万円の差があるのは事実であります。私は、だから22名の定員でよいという気は毛頭ございません。早晚、議員削減をする時期は必ずくると考えます。あまり長くなってもなんですので、そろそろ締めくくりに入らせていただきます。まず、合併協定書による一般選挙は、協定事項が覆されることは役場の位置問題も覆る可能性が口実として生まれてまいります。それ以上に私は議員定数を行財政改革の名のもとに十分な議論もなく減らしてしまう、議員の数を減らしそれを福祉増進等に使う。それだけなら定数を14名という考え方も浮上してまいります。果たして16名がよいのか、18名がよいのか。結論を急ぐべきではないと私は考えます。合併した町と合併しない町とは議会の在り方も当然違ってまいります。新しく選ばれる議員を信頼し十分な検討をしていただき、公聴会の開催等も必要と考えます。私は目の前で行われる選挙の議員定数をこのような短期間で条例を改正するという、このことは議会制民主主義を危うくする危惧があると、この点でも原案に反対いたします。最後に、尾鷲市との対比が許されるのでしたら、尾鷲市はこの問題に十分な時間をかけ、慎重に対処したことを申し上げます。長時間の討論になりましたが、申し訳ございませんでした。なお、条例制定請求の代表者、向井達夫さんには議長が代表して述べておられますので、私からは省略させていただきます。どうもありがとうございました。以上です。

## 議長

ほかに、賛成討論される方はございませんか。

28番 野呂健博君。

## 28番 野呂健博議員

賛成の立場で討論させていただきます。申し上げたいことはたくさんあるのですが、前者の議員さんもほとんど言われましたので私のほうは簡単に申し上げます。合併協で合意されました事項であっても時の動向にそぐわない条例であれば、改めていかなければならないと思います。しかるに議員定数22名についての合意事項は総合的に判断して紀北町の現状に適応していないと思います。その根拠は改めて申すまでもなく、1点目は国勢調査の結果の人口減であります。2点目は財政危機、この前者議員も言われましたけれども、6月議会で町長の答弁で再建団体に入る可能性も、陥る可能性もあるという答弁もされたので、そのことでございます。3点目は住民感情、4点目、他の自治体との比較、以上の4点から勘案しますと議員定数は削減していかなくてはならないと思います。転ばぬ先の杖ということわざがございますが、財政破綻を防ぐにはどうすればよいか。歳入増が期待できない現状からして徹底した歳出削減を図っていかなくてはならないと思います。それにはまず、議員定数を削減して議員が自ら模範を示すべきであると思います。従いまして、定数を定める条例の制定請求に賛成の立場で討論させていただきます。賛成いたしますのでよろしくお願いいたします。

## 議長

ほかに、反対される方はございませんか。反対討論される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

## 議長

賛成討論される方はございませんか。

27番 北村博司君。

## 27番 北村博司議員

それでは直接請求による条例案に賛成の立場から討論をいたします。先ほどからたくさんの方々が賛成、反対、それぞれの立場でご議論なさいました。特に反対の方々は議会の使命は地域の住民のニーズに応え、まあ福祉を実現するということですね。が、大事だから議員は多いほうがいい。それも一つの論理であると思います。また、反対論の中でありませんでしたけど、町行政のチェック機能がやはり議会の大切な機能であろうと、権能であろうと私はこう思っております。一方で、住民は選挙を通じて自分たちの町の政治を決める主権者であります。私は住民権論に立っております。その主権者である住民が議会の議論を直接こうやってまあ傍聴に来られる、あるいは来られない方々にとってはテレビ放映を通じてその議会の動きを自分の目で見、耳で聞いて確かめるということが大切な、現在の民主主義では最も大切な機能であります。これが大原

則だと思いますが、実はどなたも触れてはおりませんでしたけれども、本日、第5チャンネル、住民はよく第5チャンネルと言いますが、行政チャンネル。議会の放映は先般の議会運営委員会で多数で否決されております。2対5です。これはですね、この時点ですでに議会は住民に情報公開することを拒否した、つまり自殺行為であろうと私は断定するものであります。もっと堂々と壇上に立って、賛成、反対のその立場から訴えられて、多数の傍聴しておられる方、あるいは町民に向かって自分の信念をひれきすべきであろうと。誠に私は残念であります。現在在籍している31人の議員の活動は、日常活動あるいは議会における活動が果たして町民の目にどう映っているのかということをもっと私も含めて議員一人ひとりが自戒すべきであろうと。我々は議会制民主主義の中で建議を持つてんだという、あまりにそれに溺れすぎるとですね、主権者である住民から出てきたものを軽んじる結果になるのではなかろうかと私は危惧するものであります。それから先ほどの町長の意見書の中にもございましたけれども、6月議会での見直し、定数見直しの特別委員会設置提案は6対23で否決されております。この時点で私は議会自身が主体的に自ら自分たちの議会議員定数が先ほどの言葉を借りるが、適正かどうかの自分たちで考える機会を見失ったわけです。自分たちで否定したんです。私はそういった主体的に考えることを拒否したからには主権者である住民の直接請求に素直に私は耳を傾けるべきだろうと思います。いろいろ先ほど反対論の中にもございましたけれども、22人の現在の定められております定数についてはですね、いろんな経過を経て、18人も主張された方もありました。いろんな中で26人という方もかなりあった。なぜ26人かと言いますと、当時の人口は2万人を超えておりました。合併前の時点です。それで最終的になぜ22人に落ち着いたかということ、26人では地方自治法に定める上限一杯で、いかにもやはり2万人以上は26人ですから、上限を使うのはどうかということで、最終的にはいろんな議論の中で22人に落ち着いたように私は記憶しています。ところがですね、昨年10月の国勢調査で2万人を切りました。1万9,900人が減りました。この時点で現在は22人が上限数です。法に定める上限数、つまり人口減がこの何ヶ月の間に起こっている。1年足らずの間に2万人を切ってしまった。つまり盛んに言われる前提の数字はもう変化したということですね。それから皆さんご承知のように合併特例債、84億、82億でしたか。80億を超える合併特例債は10年間で約束されてるということですね住民に合併についての説明をしております。ところがご承知のとおり約束通り合併特例債はまいておりません。町長自身もそれを認めました。あるいは合併住民説明会が旧紀伊長島町ですけれども、合併しても94・95億から100億前後の予算を編成して、住民サービスは合併前よりも下げないようにしますという約束をして住民が住民投票で賛成票を投じられたわけです。ところが現実はどうですか。この18年度合併最初の年間予

算が84億ではなかったですか。85億であったかな、80億半ばですね。つまり町民に約束したよりも10億も少ないんです。あるいは先ほども、

**議長**

北村議員、本議案に対しての討論をお願いします。

**27番 北村博司議員**

はい。討論しております。誰ですか簡潔に、どなた。

(「わたくし」という声あり)

**27番 北村博司議員**

何ですか。簡潔という制限はないでしょ、討論には。ですから、合併協定あるいは新町建設計画もまだまだ著について実施できてない部分がたくさんある。あるいはそれと違ったものも、例えば国保の国保料については紀伊長島区の住民についてはすぐに値上げになった。そういった部分がいろいろあるわけです。ですからいったん決めたから後生大事に守らんなんて。政治というものは生き物です。そして結果責任を負うべきものです。理由ではなしに結果の責任を負うべきです。そういった観点から私は住民主権を尊重して、本条例案に賛成いたします。討論終わります。

**議長**

ほかに、賛成討論される方はございませんか。

16番 松永征也君。

**16番 松永征也議員**

議案第91号 紀北町議会議員の定数を定める条例に賛成の立場から討論いたします。本議案は町民の強い意志によるものであります。社会は急激に変化しております。これに柔軟にしかも適切に対応していかなければなりません。今、徹底した行財政改革が求められております。そのためにはまず議会が率先して範を示すべきであり、議員定数を削減し、これをまちづくりのバネにして今後飛躍的な素晴らしいまちづくりに取り組むべきであります。以上の理由により賛成討論といたします。

**議長**

ほかに、賛成討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

**議長**

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

以上で討論を終了し採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5 議案第91号 紀北町議会議員の定数を定める条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 少 数 挙 手 )

## 議長

挙手少数です。よって議案第91号原案は否決することに決定いたしました。

## 議長

以上で、本臨時会に付議されました案件は、すべて終了しました。

本日、住民より直接請求がなされた議案第91号につきましては否決という結果になり、平成18年11月5日に実施されます次の紀北町議会議員の選挙におきましては、22名の定数で行われることになりました。議会といたしましても、国の三位一体改革による地方交付税の削減、また、少子高齢化の進行によって紀北町の財政状態はますます厳しくなる傾向を強めていることは十分認識をいたしております。昨今、議会における改革を求める気運も高まっているなか、当議会といたしましても合併後において議員定数などの問題も含め、議会改革に取り組むことの申し合わせもなされております。本請求に関する署名活動期間は10日間ほどであったと伺っておりますが、短い期間で874名という多くの町民の方々の署名をいただいたことに対し、議会といたしましては紀北町の健全なる財政の確立と町の発展を願う住民の声であるということを受止め、開かれた議会として、議員定数も含めた議会改革に取り組んでいただくことを申し上げさせていただきますとともに、地域住民の方々の要望に沿って、町民が安全、安心で快適に暮らせるゆとりのある郷土をつくるために議会といたしましても諸施策の推進に全力を傾注してまいり所存であります。何とぞ、皆様方のご理解を賜りますとともに、今後においても皆様方のご協力、ご指導をお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。

---

**議長**

これにて会議を閉じます。

なお、本日は11時30分から全員協議会をはじめますので、よろしくお願いいたします。

それでは、平成18年第3回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さんでした。

(午前 11時 20分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年10月30日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 松永征也

紀北町議会議員 近澤チヅル